公益財団法人掛川市文化財団後援名義使用許可基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、公益財団法人掛川市文化財団(以下「財団」という。)後援名義の 使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「後援」とは、主催者の行う事業の趣旨に賛同し、財団の名義 を使用することをいう。また、事業協力を行うものとする。

(許可の対象)

第3条 後援は、次条に規定する主催者が、第5条に定める事業を実施する場合に限り許可するものとする。

(対象となる主催者)

- 第4条 後援の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
 - (3) 公益性の高い文化芸術の普及・振興に資すると認められる団体
 - (4) 掛川市又は掛川市教育委員会の後援名義使用が承認されたもの
 - (5) 報道機関
 - (6) その他前各号に準ずる団体で、財団が特に適当と認めたもの
- 2 政治的団体及び宗教的団体には許可しない。

(対象となる事業)

- 第5条 後援の対象となる事業は、次の各号の条件を満たすものとする。
 - (1) 事業の目的が、教育、学術、文化等、広く市民の文化芸術活動の推進に寄与すると認められるもので、かつ、政治的、宗教的、思想的、営利的色彩のないものであること。
 - (2) 実施時期、場所、方法等が適切であること。
 - (3) 入場料、参加料等が適切であること。児童・生徒を対象とする事業にあっては、無料又は実費程度の料金を原則とすること。

(後援の申請)

- 第 6 条 後援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ後援名義使 用承認申請書を財団に提出しなければならない。
- 2 財団は、事業の内容を審査するため、前項の申請書のほか事業計画書、収支予算書などの必要な資料の提出を求めることができる。

(許可又は不許可の通知)

第7条 財団は、後援するときは、後援名義使用承認書、後援しないときは、後援名義使 用不承認書により申請者に通知するものとする。 (条件の付与)

- 第8条 財団は、前条の規定により後援するときは、原則として、申請者に対して次の各 号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 財団は、後援に伴う事業経費の負担を一切行わないこと。
 - (2) 事故防止等に関する措置を十分講ずること。
 - (3) 後援名義を使用した書類(開催要綱、チラシ等)ができたときは、速やかに財団に 提出すること。
 - (4) 後援を受けた後に、当該後援に係る事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容を届け出ること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、財団が特に認めること。 (許可の取消し)
- 第9条 後援を受けた者が、前条の各号に掲げた条件のいずれかに違反し又はその本来の 目的から逸脱していると認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

附則

- この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- この基準は、平成26年8月1日から施行する。
- この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- この基準は、令和3年12月1日から施行する。